

母子家庭・父子家庭の方の
就職に有利な資格取得を応援します！



高等職業訓練促進給付金等事業

郡山市では、母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが就職に有利な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、給付金を支給して生活の負担軽減を図ります。

対象者 市内にお住まいで、次の条件すべてを満たす方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準であること。
- ② 今までに訓練促進給付金等を受給していないこと。
- ③ 養成機関において1年以上の養成課程を修業し、資格の取得が見込まれること。
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められること。

対象資格 看護師（准看護師含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他市長が適当と認める資格

支給額

	訓練促進給付金（修学中）	修了支援給付金（修了後）
市民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円

支給期間 修学全期間（ただし上限3年間）

手続き

【訓練促進給付金】

- ・事前に当センターでご相談の上、支給申請を行ってください。
- ・修学開始月から申請することができます。
- ・年度途中の申請の場合、申請月分からの支給になります。
- ・毎月、出席状況報告書の提出を求めています。
- ・毎年6月に課税状況の見直しを行います。区分が変わった場合は、8月分の支給額から変更になります。

【修了支援給付金】

- ・修了日から起算して30日以内に支給申請を行ってください。

支給方法 出席状況報告書確認後、翌月にご指定の口座へ振り込みます。

お問い合わせ 郡山市子ども支援課子ども家庭相談センター

(ニコニコ子ども館5階) 024-924-3341